

環境技術実証モデル事業

300百万円(200)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進まない場合がある。

このため、既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施する。

平成18年度は、平成20年度以降の本格事業実施に向け、環境技術実証の経済的・社会的波及効果を把握しつつ、環境情報開示型の環境ラベルの導入やシンポジウムの開催等により更なる普及促進を図るとともに、米国等の類似制度との間での国際連携（実証データの相互受入）にも着手する。

2. 事業計画

平成15～19年度の5力年間、実証を行う技術分野を毎年度新たに追加しつつモデル事業を実施し、環境技術実証の手法・体制の確立を図る。

【参考】平成15～17年度に実証の対象とした技術分野の例

酸化工チレン処理技術分野、 小規模事業場向け有機排水処理技術分野、 山岳トイレ技術分野、 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、 ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顯熱抑制技術）、 VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）、 非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術分野）、 湖沼等水質浄化技術分野

3. 施策の効果

- ・モデル事業終了後（平成20年以降）の本格事業実施に向け、望ましい技術実証の手法・体制を確立。
- ・ベンチャー企業等が開発した優れた環境技術の普及が促進されることにより、環境保全とあわせ、地域の環境産業の育成に資する。
- ・地方自治体研究機関等の実証機関としての技術的対応能力が強化される。

環境技術実証モデル事業

プロジェクトの概要

既に適用可能な段階にありながら普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に行う。

研究開発の背景と効果

- 環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、自治体や消費者などのエンドユーザーが安心して使用することができないことから、普及が進まない場合がある。
- 本事業の実施により、環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の経済活性化が図られる。
- 特に、知名度に乏しいベンチャー企業、中小企業等の技術の普及において効果が大きいと考えられる。

年次計画

- 15年～18年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施
19年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施、モデル事業全体の成果のとりまとめ

参加機関

環境省、地方公共団体、（独）国立環境研究所等

現在の問題点

環境技術の環境保全効果等に関する客観的評価の不足



ユーザーが安心して技術を利用できない



環境技術の普及が十分進まない



環境技術実証モデル事業

先進的環境技術の環境保全効果等を第3者が客観的に実証し、そのデータを公表



○ユーザーによる環境技術の利用の促進



環境保全への貢献



- 環境保全への貢献
- 地域の環境産業の発展



環境産業の発展